

ユニバーサルなアートマッチング実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者芸術作品（以下、「作品」という。）の展示を希望する者（以下、「事業者」という。）と利用者が芸術活動に取り組む福祉事業所等（以下、「福祉事業所等」という。）とを繋ぎ、民間店舗やホテル、旅館等でのアート展示を推進するアートマッチングについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「福祉事業所等」とは、障害者芸術作品を貸し出す者をいう。

2 「事業者」とは、福祉事業所から障害者芸術作品を借り受ける者をいう。

3 「作品」とは、福祉事業所等において作成された書、絵画等で、福祉作業所等が作品と位置づけたものをいう。

(作品データベースの構築)

第3条 兵庫県（以下、「県」という。）は、県内の福祉事業所等および当該福祉事業所等の利用者が管理する作品で、貸し出し可能なものをデータベース化し、公表する。

(事業者の基準)

第4条 次に掲げる業種等に該当する者は、作品を借り受けることができる事業者となることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
- (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
- (5) アートマッチングの募集を開始する日から6ヶ月前の日までに県の指名停止を受けたことがある者又は募集開始日以降に当該指名停止を受けた者
- (6) 国税又は地方税を滞納している者
- (7) その他、公序良俗に反する行為を行う等作品を借り受けるに適當でないと県が認める者

(募集)

第5条 事業者は、公募により募集する。

2 前項の公募は、県ホームページに要綱等を掲載すること等により行うものとする。

(決定)

第6条 県は、前条の募集に対し応募があったときは、第4条に規定する基準について審査し、事業者を決定する。

2 県は、前項の審査に当たり、警察本部長等に意見を聞くことができる。

3 県は、第1項の決定を行ったとき又は決定しないこととしたときは、その結果を速やかに応募者へ通知しなければならない。

(マッチング)

第7条 前条により決定した事業者は第3条のデータベースの中から、借り受けしたい作品を選定し、福祉事業所等に通知する。

(作品の借受期間)

第8条 作品の借受期間は、事業者と福祉事業所等との協議によって決定する。ただし、やむを得ない事情により福祉事業所等から借受期間の短縮の申し出があった場合は、事業者はこれに応じなければならない。

(費用等負担)

第9条 作品の展示にかかる、梱包、運搬、展示、その他展示にかかる費用のすべては、原則、事業者が負担することとする。ただし、事業者と福祉事業所等が協議の上、費用負担の区分を決定した場合は、この限りではない。

(作品の展示)

第10条 事業者が作品を展示する場所は、第1条に規定する目的を達成するため、広く公衆の目に触れる場所とするよう努めなければならない。

(展示作品の管理)

第11条 事業者は借り受けた作品を展示するに当たっては、汚損や破損、盗難（以下、「汚損等」という。）がないよう適切に管理、展示するものとする。

(損害賠償)

第12条 事業者がその責により、作品が汚損等された場合は、その損害を補償しなければならない。なお、補償の内容は事業者と福祉事業所等が協議して決定する。ただし、地震や水害など事業者の責によらない場合は、この限りでない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。